

長期収載品にかかる選定療養費のお知らせ

令和6年6月に実施されました診療報酬改定により

令和6年10月1日から長期収載品を患者さん自身が希望した際に選定療養費として自己負担が発生します。

対 象

後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品（準先発医薬品を含む）、
または後発医薬品の置換率が50%以上となった長期収載品（準先発医薬品を含む）

自己負担額

後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

その他

詳しくは、下記をご参照ください。

[令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組みについて 厚生労働省 \[PDFファイル/235KB\]](#)